

## 令和4年度 第2回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和4年11月18日（金）

午後2時00分から

会場：横浜市庁舎 18F

共用会議室なみき 18

### 1 開会

### 2 会長挨拶

### 3 議題

- (1) 令和5年度横浜市動物愛護管理業務計画（案）について (資料1)
- (2) 横浜市動物適正飼育推進員について (資料2)

### 4 事務局からの報告

- (1) 令和4年度 第2回 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告 (資料3)
- (2) 動物愛護フェスタよこはま 2022 における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告 (資料4)

### 5 その他

### 6 閉会

#### 【 配付資料 】

- ・ 委員名簿
- ・ 令和5年度横浜市動物愛護管理業務計画（案） (資料1-1)
- ・ 令和4年度横浜市動物愛護管理業務計画 (資料1-2)
- ・ 横浜市動物適正飼育推進員について (資料2)
- ・ 令和4年度 第2回 横浜市動物適正飼育推進員研修の実施報告 (資料3)
- ・ 動物愛護フェスタよこはま 2022 における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告 (資料4)

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿  
 (第6期 令和3年3月25日～令和5年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
動物愛護等団体代表	伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	会計
動物愛護等団体代表	大久保 芳樹	特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表	田中 数馬	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表	加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	補助犬認定免許センター施設長
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人神奈川県動物愛護協会	会長
獣医師団体代表	◎溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	会長
獣医師団体代表	中畑 嗣也	公益社団法人 横浜市獣医師会	常務理事
動物取扱業関係団体代表	赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者	○植竹 勝治	麻布大学獣医学部動物応用科学科	教授
学識経験者	佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部獣医学科	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

◎:会長 ○:副会長

# 令和5年度 横浜市動物愛護管理業務計画



横浜市



注：本業務計画は令和5年度予算が横浜市会において議決されることを条件とします。



「令和5年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取り組みをまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取り組みを展開していきます。

なお、令和5年度につきましても、新型コロナウイルス感染症の感染動向を注視し、感染拡大防止に努めながら、各種事業を進めてまいります。

## 目次

1	災害時のペット対策	1
2	狂犬病予防事業	3
3	動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4	地域猫活動支援事業	6
5	猫の不妊去勢手術推進事業	7
6	マイクロチップ装着推進事業	8
7	動物取扱業登録及び監視指導	9
8	特定動物飼養保管許可及び監視指導	10
9	犬、猫等の引取り・保護収容業務	11
10	収容動物の譲渡事業	12
11	附属機関・他機関等との連携	13

# 1 災害時のペット対策



## ◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットと同行避難することが予想されます。

震災発生時に混乱が生じないためには、各拠点でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。

本市では、「横浜市防災計画（震災対策編）」や「地域防災拠点開設・運営マニュアル」で、拠点では飼い主が同行避難したペットの飼育管理を行うことや、あらかじめ敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載して周知・啓発に取り組みます。

台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

また、動物愛護センターでは、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

## ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

## ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

## ◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センター※<sup>1</sup>で使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備
- 5 災害時ペット同行避難体験イベント等の実施を通じた飼い主への事前準備の啓発実施



<参考>ペットの災害対策啓発実施状況

	R元年度	R2年度	R3年度
同行避難訓練	30件	3件	3件
展示啓発	281件	15件	27件
その他啓発※2	96件	87件	179件

※2 拠点運営委員に対する啓発など

<参考>拠点におけるペット同行避難取組状況（累積数）

	R元年度	R2年度	R3年度
一時飼育場所の設定済	101拠点	119拠点	141拠点
飼育ルールの設定済	28拠点	32拠点	43拠点
同行避難訓練の実施あり※3	72拠点	84拠点	90拠点
飼い主の会の結成	7拠点	7拠点	7拠点

※3 過去に実施したものを含む。

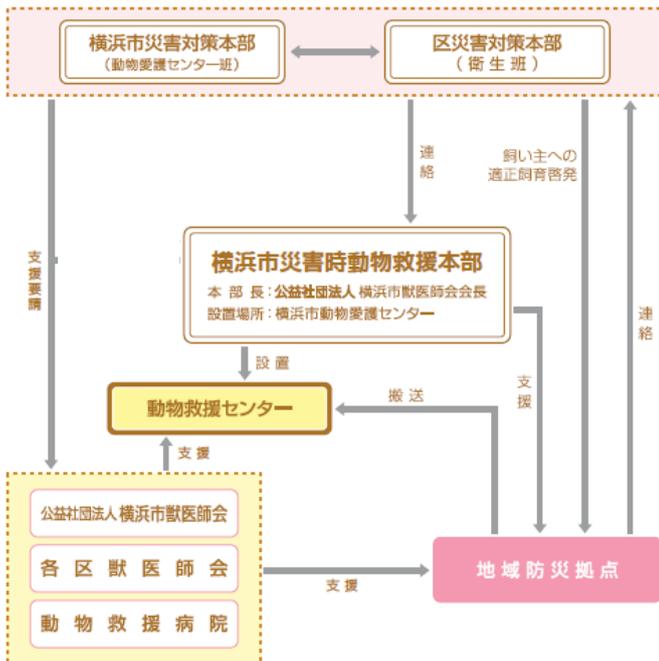
<参考> 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- ・公益社団法人横浜市獣医師会
- ・神奈川県愛玩動物協会
- ・公益財団法人日本補助犬協会
- ・一般社団法人全国ペット協会
- ・公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- ・特定非営利活動法人神奈川県動物ボランティア連絡会
- ・公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- ・その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

<参考> 【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

（※1：動物救援センター）

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在次の4箇所での開設を想定しています。

- ・公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- ・公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- ・平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- ・横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

<参考> 啓発リーフレットや動画（動物愛護センター作成）



リーフレットや動画は本市動物愛護センターのホームページからご確認いただけます。



## 2 狂犬病予防事業



### ◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知啓発し、登録等を推進します。4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、予防注射接種の促進のために各区に出張会場を設けています。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

### ◇ 事業内容

- 1 出張会場での狂犬病予防注射接種【4月】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



### <参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	R元年度	R2年度	R3年度
登録数	173,827	173,551	173,140
注射済票交付数	127,905	130,418	125,506
接種率	73.6%	75.1%	72.5%



【注射済票】

### 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



#### ◇ 目的

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物の所有者等の責務が明確化され、動物の適正飼育のための規制が強化されました。

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄、多頭飼育等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進します。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。

#### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

#### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

#### ◇ 事業内容

##### 1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや SNS での情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

##### 2 動物愛護センターでの啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。

##### (1) 市民向けセミナー

飼い犬、飼い猫のしつけや暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています（デザイン変更の場合があります）。



地域猫等についての講習を実施します。

(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市が主催する動物愛護啓発イベント

(3) 小中学生等を対象としたイベント

- ・子どもアドベンチャーカレッジ【8月】
- ・小中学生等を対象とした教室【通年】



【動物愛護フェスタよこはま】



【区福祉保健センターによる適正飼育啓発事業】

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の屋内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、災害時のペット対策啓発などの取組みを行い、適正飼育の重要性や終生飼育について周知・啓発を行います。

また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		R元年度	R2年度	R3年度
苦情・相談件数(計)		1,975	2,285	2,277
内訳	収容に関する相談	50	52	56
	放し飼い	70	86	116
	ふん尿	1,223	1,457	1,423
	鳴き声	173	235	225
	身体・器物の被害	112	118	130
	不適切な取扱い・虐待	87	117	87
	登録・注射に関すること	147	141	135
	その他	113	79	105

【猫】		R元年度	R2年度	R3年度
苦情・相談件数(計)		1,956	1,742	1,734
内訳	ふん尿	601	720	780
	臭気・毛	57	41	59
	鳴き声	40	51	36
	身体・器物の被害	83	91	71
	不適切な取扱い・虐待	66	96	63
	収容に関する相談	507	401	334
	その他	602	342	391

## 4 地域猫活動支援事業



### ◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



### ◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センター～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



※手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫

### <参考> 横浜市地域猫活動支援事業 登録地域数、活動対象猫数、手術実施頭数の変遷（累積数）

	登録地域数	活動対象猫数 ※	動物愛護センターでの手術頭数
H30年度	7地域	51頭	31頭
R元年度	12地域	416頭	103頭（単年度実績72頭）
R2年度	26地域	853頭	208頭（単年度実績105頭）
R3年度	39地域	1,321頭	292頭（単年度実績84頭）

※登録時に既に手術済みの個体、動物愛護センター以外で手術を実施した個体を含む。

## 5 猫の不妊去勢手術推進事業



### ◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫の不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

#### 1 対象手術実施期間

令和5年3月1日（水）～令和6年2月29日（木）

#### 2 補助金申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年3月5日（火）

※予定頭数に達し次第終了



### ◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



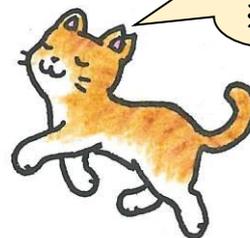
### ◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。（令和5年度補助対象頭数3,500頭）

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

### <参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

R元年度	R2年度	R3年度
3,884	4,075	3,257



耳カットは、手術済みのしるしとなり、再手術を防げます。  
※補助金申請の条件

## 6 マイクロチップ装着推進事業



### ◇ 目的

令和4年6月1日より、飼養する犬猫へのマイクロチップ装着が飼い主の努力義務となりました。市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署に、マイクロチップリーダーの設置を行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

#### 1 対象装着施術実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月5日（火）

#### 2 補助金申請受付期間

令和5年5月8日（月）～令和6年3月5日（火）（当日消印有効）

※予定頭数に達し次第終了

※本補助金申請には、環境大臣指定登録機関への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、令和5年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。

### ◇ 申請場所

動物愛護センター（窓口及び郵送）

### ◇ 事業内容

市民を対象に、飼い犬及び飼い猫のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。（令和5年度の補助対象頭数は450頭）

### <参考> マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	R元年度	R2年度	R3年度
犬	140	159	134
猫	397	318	396
計	537	477	530



## 7 動物取扱業登録及び監視指導



### ◇ 目的

動物愛護管理法に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請等の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。

また、動物取扱責任者に対し、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

### ◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等手続き及び登録証の交付【通年】
- 2 犬猫の飼養管理基準や台帳等の調製・保管状況等の定期監視
- 3 ホームページやチラシ等を用い、マイクロチップの装着義務化等の基準についての周知・指導
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

### <参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
R元年度	1,412	404	1,054	54	220	78	5	1,815	470	151
R2年度	1,395	399	1,044	51	225	83	5	1,807	301	132
R3年度	1,333	360	1,012	45	210	76	5	1,708	493	189

### <参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	
R元年度	25	20	9	2	2	3	36
R2年度	27	21	9	2	2	4	38
R3年度	32	23	10	2	2	7	44

## 8 特定動物飼養保管許可及び監視指導



### ◇ 目的

動物園における展示など特定の目的で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。

特定動物の飼養者へは、定期的に飼養施設への立入検査を実施し、逸走防止措置がなされているか等の飼養又は保管の状況について確認・指導を行います。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### ◇ 実施事業所

動物愛護センター

### ◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更許可等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 災害時を見据えた逸走防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。

### <参考> 特定動物の飼養許可状況について（令和4年9月末時点）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	6	104 (0)*	7	48 (6)	2	4 (0)	2	5 (0)	3	10 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	4	5 (1)	9	14 (6)	17	53 (26)	9	12 (6)	37**		255 (45)	

飼養目的には、展示、愛がん等があります。

\*頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

\*\*同一施設に複数の許可がある場合は1箇所として集計しているため、種類ごとの箇所数の合計と一致しません。

## 9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



### ◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

保護収容した犬・猫等が、一頭でも多く飼い主への返還や新しい飼い主へ譲渡されることを目的として事業に取り組みます。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

### ◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、（公社）横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

### <参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	R元年度	R2年度	R3年度
収容頭数	150	169	148
返還数	72	87	69
譲渡数	54	80	70
安楽死処分数	28	10	7
自然死	4	6	1
死体搬入	0	0	0

【猫】	R元年度	R2年度	R3年度
収容頭数	906 (564)	901 (541)	629 (399)
返還数	6 (0)	6 (0)	9 (0)
譲渡数	417 (244)	470 (282)	368 (248)
安楽死処分数	250 (139)	179 (90)	94 (56)
自然死	83 (49)	96 (67)	68 (40)
死体搬入	161 (57)	146 (49)	100 (34)

\* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

\*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼猫動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

## 10 収容動物の譲渡事業



### ◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

### ◇ 実施期間

令和5年4月1日（土）～令和6年3月31日（日）

### ◇ 実施事業所

動物愛護センター



### ◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

### <参考> 譲渡実績

動物	R元年度				R2年度				R3年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市獣医師会
犬	54	2	48	4	80	19	57	4	70	4	58	8
猫	417	76	183	158	470	71	196	203	368	55	150	163
他小動物	5	3	0	2	1	1	0	0	1	1	0	0

## 11 附属機関・他機関等との連携



### ◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

- 1 委員構成：(公社)横浜市獣医師会、公募市民、動物関係団体及び学識経験者等 12 人の委員
- 2 開催：年3回予定

### ◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第9期横浜市動物適正飼育推進員 63人（令和4年度末時点）

### ◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：(公社)横浜市獣医師会、(一社)横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

### ◇ (公社)横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や(公社)横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

- 1 市民ボランティア登録数 43人（令和4年度末時点）
- 2 譲渡登録団体数 29団体（令和4年度末時点）
- 3 登録団体による犬猫の譲渡会の実施

### ◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

- 1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。
- 2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。



横浜市健康福祉局動物愛護センター  
令和5年4月発行  
〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町75-4  
電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

# 令和4年度 横浜市動物愛護管理業務計画





「令和4年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取り組みをまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取り組みを展開していきます。

なお、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、感染拡大防止に努めながら、各種事業を進めてまいります。

## 目次

1	災害時のペット対策	1
2	狂犬病予防事業	3
3	動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4	地域猫活動支援事業	6
5	猫の不妊去勢手術推進事業	7
6	マイクロチップ装着推進事業	8
7	動物取扱業登録及び監視指導	9
8	特定動物飼養保管許可及び監視指導	10
9	犬、猫等の引取り・保護収容業務	11
10	収容動物の譲渡事業	12
11	附属機関・他機関等との連携	13

# 1 災害時のペット対策



## ◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットと同行避難することが予想されます。

震災発生時に混乱が生じないためには、各拠点でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。

本市では、令和3年に改訂した「防災計画（震災対策編）」や「地域防災拠点開設・運営マニュアル（資料編）」において、拠点では同行避難したペットの飼育管理を飼い主が行うことや、あらかじめ敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載しています。

台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

また、動物愛護センターでは、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

## ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

## ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

## ◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センター※<sup>1</sup>で使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備
- 5 災害時ペット同行避難体験イベントの実施等を通じた飼い主への事前準備の啓発実施



<参考> ペットの同行避難訓練実施状況

	H30年度	R元年度	R2年度
実施区	12区	11区	2区
実施箇所	30か所	26か所	2か所

<参考> ペットの防災関連展示等実施状況

	H30年度	R元年度	R2年度
実施区	17区	15区	12区
実施回数	212回	72回	47回

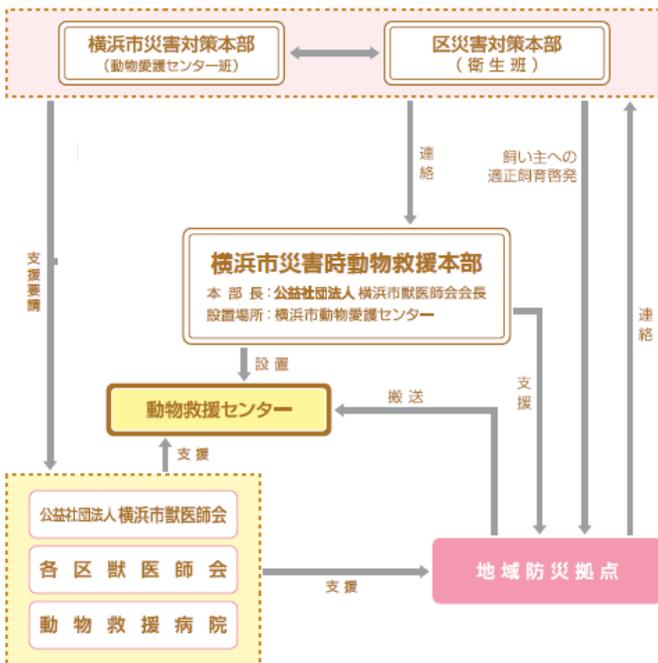
<参考> 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- 公益社団法人横浜市獣医師会
- 神奈川県愛玩動物協会
- 公益財団法人日本補助犬協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- 公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- 特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会
- 公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

<参考> 【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

(※1：動物救援センター)

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在以下の4拠点と協定を結んでいます。

- 公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- 公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- 平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- 横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

<参考> 啓発リーフレットや動画（動物愛護センター作成）



リーフレットや動画は  
本市動物愛護センターのホームページ  
からご確認いただけます。



## 2 狂犬病予防事業



### ◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知し、登録等を推進します。狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例については、検討を進めます。例年4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、各区に出張会場を設け登録等を実施しています。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

### ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

### ◇ 事業内容

- 1 狂犬病予防注射出張会場での登録等受付【中止※】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】

※新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。



【鑑札】

### <参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	H30年度	R元年度	R2年度
登録数	175,366	173,827	173,551
注射済票交付数	130,265	127,905	130,418
接種率	74.3%	73.6%	75.1%



【注射済票】

### 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



#### ◇ 目的

令和元年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物の所有者等の責務が明確化され、動物の適正飼育のための規制が強化されました。

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄、多頭飼育等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、（公社）横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進します。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。

#### ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

#### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

#### ◇ 事業内容

##### 1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや SNS での情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

##### 2 動物愛護センターでの啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。

##### (1) 市民向けセミナー

飼い犬、飼い猫のしつけや暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています（デザイン変更の場合があります）。



地域猫等についての講習を実施します。

(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市が主催する動物愛護啓発イベント

(3) 小中学生等を対象としたイベント

- ・子どもアドベンチャー【8月】
- ・その他小学生等を対象とした教室【通年】



【動物愛護フェスタよこはま】



【区福祉保健センターによる適正飼育啓発事業】

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の屋内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、犬の散歩マナー啓発キャンペーンなどの取組みを行い、適正飼育の重要性や終生飼育について周知・啓発を行います。

また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		H30年度	R元年度	R2年度
苦情・相談件数(計)		2,110	1,975	2,285
内訳	収容に関する相談	125	50	52
	放し飼い	108	70	86
	いん尿	1,149	1,223	1,457
	鳴き声	216	173	235
	身体・器物の被害	111	112	118
	不適切な取扱い・虐待	82	87	117
	登録・注射に関すること	170	147	141
	その他	149	113	79

【猫】		H30年度	R元年度	R2年度
苦情・相談件数(計)		2,306	1,956	1,742
内訳	いん尿	767	601	720
	臭気・毛	84	57	41
	鳴き声	46	40	51
	身体・器物の被害	95	83	91
	不適切な取扱い・虐待	55	66	96
	収容に関する相談	672	507	401
	その他	587	602	342

## 4 地域猫活動支援事業



### ◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

### ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



### ◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センター～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）



※手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫

### <参考> 令和2年度横浜市地域猫活動支援事業の実施結果

	神奈川区	南区	港南区	港北区	戸塚区	栄区	泉区	瀬谷区	合計
登録地域数	3	1	3	2	2	1	5	9	26
活動対象猫数	73	39	51	32	105	49	119	385	853
動物愛護センターでの手術実施頭数	3	10	19	1	9	0	15	48	105

## 5 猫の不妊去勢手術推進事業



### ◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

令和元年度から、前年度の3月を補助の対象手術期間に含め、年間を通じて切れ目なく補助が行えるようになりました。

### ◇ 実施期間

#### 1 対象手術実施期間

令和4年3月1日（火）～令和5年2月28日（火）

#### 2 補助金申請受付期間

令和4年5月9日（月）～令和5年3月3日（金）

（※3月及び4月手術分は5月9日（月）から6月10日（金）まで申請受付）

※予定頭数に達し次第終了



### ◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



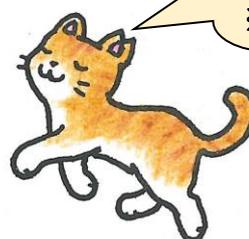
### ◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。（令和4年度補助対象頭数4,000頭）

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

### ＜参考＞ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

H30年度	R元年度	R2年度
3,922	3,884	4,075



耳カットは、手術済みのしるしとなり、再手術を防げます。  
※補助金申請の条件

## 6 マイクロチップ装着推進事業



### ◇ 目的

令和4年6月1日より、飼養する犬猫へのマイクロチップ装着が飼い主の努力義務となることを踏まえ、市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署に、マイクロチップリーダーの設置を行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

### ◇ 実施期間

#### 1 対象装着施術実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月3日（金）

#### 2 補助金申請受付期間

令和4年5月9日（月）～令和5年3月3日（金）（当日消印有効）

※予定頭数に達し次第終了

※本補助金申請には、環境省が指定する登録機関又は AIPO（Animal ID Promotion Organization 動物ID普及推進会議）への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、令和4年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。



### ◇ 申請場所

動物愛護センター（窓口及び郵送）



### ◇ 事業内容

市民を対象に、飼い犬及び飼い猫のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。（令和4年度の補助対象頭数は500頭）

### <参考> マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	H30年度	R元年度	R2年度
犬	144	140	159
猫	388	397	318
計	532	537	477

## 7 動物取扱業登録及び監視指導



### ◇ 目的

動物愛護管理法に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請等の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。令和4年6月1日から犬猫等販売業者が取り扱う犬猫について、マイクロチップの装着及びその情報登録が義務化されることから、犬猫等販売業者へ周知するとともに、引き続き犬猫の飼養管理基準（ケージの大きさや繁殖回数等）等についても周知及び監視指導を行います。

また、動物取扱責任者に対し、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

### ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

### ◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等手続き及び登録証の交付【通年】
- 2 動物取扱業者の定期監視
- 3 ホームページやチラシ等を用い、マイクロチップの装着義務化等についての周知
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

### <参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
H30年度	1,327	385	993	48	212	65	6	1,709	467	164
R元年度	1,412	404	1054	54	220	78	5	1,815	470	151
R2年度	1395	399	1044	51	225	83	5	1807	301	132

### <参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	
H30年度	26	20	10	3	2	5	40
R元年度	25	20	9	2	2	3	36
R2年度	27	21	9	2	2	4	38

## 8 特定動物飼養保管許可及び監視指導



### ◇ 目的

動物園など特定の目的で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対して、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。

令和3年5月、本市において特定動物が逸走したことを踏まえ、特定動物の飼養者へ逸走防止対策等を周知するとともに、引き続き飼養又は保管の状況について監視指導を実施します。

### ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### ◇ 実施事業所

動物愛護センター

### ◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更許可・変更届出・廃止等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 災害時を見据えた逸走等防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。
- 4 ホームページやチラシを用いて、動物取扱業者や飼養者に対して、動物愛護管理法の改正点について周知します。

### <参考> 特定動物の飼養許可状況について（令和4年2月末現在）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	8	108 (0)*	8	55 (6)	2	4 (0)	2	6 (0)	3	9 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**		頭数	
施設数等	4	5 (1)	11	16 (7)	19	63 (34)	11	15 (6)	41		281 (54)	

飼養目的には、販売、展示、愛がん等があります。

\*頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

\*\*箇所の合計は、対象施設数です。

## 9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



### ◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

保護収容した犬・猫等が、一頭でも多く飼い主への返還や新しい飼い主へ譲渡されることを目的として事業に取り組みます。

### ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### ◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

### ◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、（公社）横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

### <参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	H30年度	R元年度	R2年度
収容頭数	231	150	169
返還数	110	72	87
譲渡数	88	54	80
安楽死処分数	30	28	10
自然死	2	4	6
死体搬入	0	0	0

【猫】	H30年度	R元年度	R2年度
収容頭数	948 (640)	906 (564)	901 (541)
返還数	13 (2)	6 (0)	6 (0)
譲渡数	378 (251)	417 (244)	470 (282)
安楽死処分数	332 (215)	250 (139)	179 (90)
自然死	89 (54)	83 (49)	96 (67)
死体搬入	138 (53)	161 (57)	146 (49)

\* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

\*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼猫種物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

## 10 収容動物の譲渡事業



### ◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

### ◇ 実施期間

令和4年4月1日（金）～令和5年3月31日（金）

### ◇ 実施事業所

動物愛護センター



### ◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

### <参考> 譲渡実績

動物	H30年度				令和元年度				令和2年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会
犬	88	3	82	3	54	2	48	4	80	19	57	4
猫	378	42	14 8	188	417	76	183	158	470	71	196	203
他小動物	14	12	1	1	5	3	0	2	1	1	0	0

\* 譲渡登録団体数 28団体（令和4年2月末現在）

## 11 附属機関・他機関等との連携



### ◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

- 1 委員構成：公募による市民、動物関係団体及び動物取扱業者の代表、学識者等 12 人の委員
- 2 開催：年3回予定

### ◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第9期横浜市動物適正飼育推進員 63人（令和4年2月末現在）

### ◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：（公社）横浜市獣医師会、（一社）横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

### ◇ （公社）横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や（公社）横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

- 1 市民ボランティア登録数 45人（令和4年2月末現在）
- 2 譲渡登録団体数 28団体（令和4年2月末現在）
- 3 登録団体による犬猫の譲渡会の実施

### ◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

- 1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。
- 2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。



横浜市健康福祉局動物愛護センター

令和4年4月発行

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4

電話 045(471)2111 FAX 045(471)2133

## 横浜市動物適正飼育推進員について

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、法）第38条（動物愛護推進員）の規定に基づき、本市では横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（以下、要綱）を定めています。

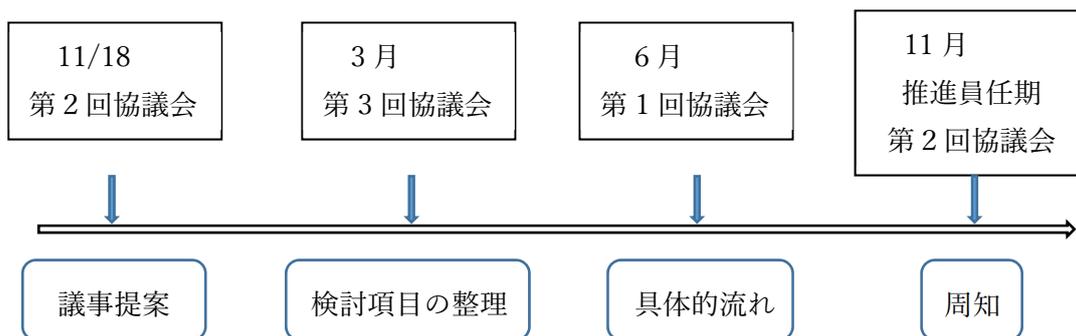
このたび、横浜市動物適正飼育推進員（以下、推進員）が活動を行う中で、要綱第6条（解嘱）の規定に該当する可能性のある疑義が生じた場合の取扱いを明確にしておくことについて関係者の方から御意見をいただきました。

つきましては、その取扱いについては、検討項目を整理し、今後具体的内容を検討していきたいと考えております。本協議会の委員の皆様にも御意見を賜りたいと考えております。

## 【検討項目】（案）

- ・ 要綱第6条第2項（信用を失墜させる行為があったとき）、同第4項（必要な適格性を欠くとき）の具定例の設定
- ・ 疑義事象行為がある場合の相談窓口の設定
- ・ 当該推進員及び関係者からの聞き取り調査、事実確認等の実施
- ・ 疑義事象行為を確認した推進員への指導対応方法
- ・ 解嘱を行う場合や再任を認めない場合の判断基準等
- ・ その他

## 【検討スケジュール】



【参考】横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（抜粋）

（委嘱）

第2条 市長は、市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満20歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者から推進員を委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、市が行う事業等に協力できる者
- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会（以下、協議会という。）の構成団体等から推薦を受けた者

（任期）

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（解嘱）

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は市長が必要と認めたときは、当該推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
- (4) その他推進員として必要な適格性を欠くとき。
- (5) 推進員本人から自らの解嘱について申し出があったとき。



## 令和4年度横浜市動物適正飼育推進員情報共有会実施報告

### 「飼い主のいない猫に関する活動について」

目的 日々の活動内容や疑問等を情報共有することで、各推進員のスキルアップを図るとともに、他の推進員や区職員との交流を深め、地域横断的な支援協力体制構築のきっかけとする。

#### 開催日時・場所

日時	対象区	開催場所
令和4年7月13日 15:00-16:30	鶴見、港北、緑、青葉、 都筑	緑区役所
令和4年7月15日 15:00-16:30	神奈川、西、中、南、保土 ヶ谷、旭、瀬谷	動物愛護センター (神奈川区)
令和4年7月19日 15:00-16:30	港南、金沢、戸塚、栄、 泉、	港南区役所

参加者（3日間合計） 動物適正飼育推進員 19名  
協議会委員 2名  
各区生活衛生課職員 13名  
動物愛護センター職員 4名

#### 実施内容

##### 第1部 60分程度

参加した推進員各自から活動歴やこれから行いたい活動内容についての紹介。

3つのテーマに沿って意見交換。

- (1) 猫についてよく知らない方、猫にお困りの方とのコミュニケーションの取り方  
飼い主のいない猫についての取り組みを理解してもらう方法、信頼関係の築き方
- (2) 自治会や町内会へのアプローチした際の経験談や成功事例
- (3) TNRの成功事例

##### 第2部 30分程度

グループに分かれて、参加した推進員と各区生活衛生課職員との意見交換。

#### 実施結果（アンケートより）

- ・他区の推進員の活動について詳しく聞くことができた。今後の活動の参考にしたい。
- ・それぞれの抱える問題を共有することができた。
- ・日頃の研修では推進員や区職員と落ち着いて話すことが少ないため、今後もこのような情報共有の機会を設けてほしい。

- ・各々の問題点が発表され、各推進員のかかえる問題内容を知ることができてよかった。
- ・市民への説明方法がとして今後参考になる発表の他、エサやりの体験談も興味深かった。
- ・課題の発掘が大切と思うので共有会はなるべく開催できるとよいと思う。
- ・歴代の動物に携わる方々のお話を伺えて勉強になるとともに、自分自身のスキルアップにもつながるので、情報共有会は大事だと思う。
- ・話しやすい雰囲気良かった。エリア別での研修で沢山話を聞いた。皆様のご苦勞や悩みを伺うことができた。

当日の様子

第1回



第2回



第3回



## 動物愛護フェスタよこはま 2022 における横浜市動物適正飼育推進員の活動報告

## 1 日時および開催場所

令和 4 年 9 月 23 日（金・秋分の日）10：00～15：00

センター南駅前すきっぷ広場、都筑区役所（都筑区茅ヶ崎中央 3-1、32-1）

## 2 参加人数と活動内容

17 名（3 班に分けて各ブースを順に担当）

## (1) 本部ブース

スタンプラリーの配布、景品受け渡し、会場案内

## (2) 犬・猫啓発、推進員活動紹介ブース

啓発パネル、捕獲器展示、適正飼育啓発チラシ付うんちパックの配布

## (3) 区役所 1 階区民ホール

災害展示ブース災害物品の展示、災害啓発チラシ・リーフレット配布

## 3 当日の写真

